

Lectures about The Pension

実務担当者のための 年金講座 第12回

年金事務所で発行される
共済組合の年金見込額は、
こんなテンプレート(イメージ図)です

筆者プロフィール

長沼 明 (ながぬま あきら)

浦和大学総合福祉学部客員教授。志木市議・埼玉県議を務めたのち、2005年からは志木市長を2期8年間務める。日本年金機構設立委員会委員、社会保障審議会日本年金機構評価部会委員を歴任する。社会保険労務士の資格も有する。2007年4月から1年間、明治大学経営学部特別招聘教授に就任。2014年4月より、現職。主な著書に『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる?』(2015年、年友企画)、『年金相談員のための被用者年金一元化と共済年金の知識』(2015年、日本法令)

共済情報連携システムが必ずしもうまく機能しているとはいえない状態が続いているようです。共済組合の決定した年金額が、なかなか年金事務所から提供されません。市役所(共済組合)と民間の事業所に勤務したことのあつた人にとっては、両方の年金見込額がわからないと、在職中の年金支給停止額の試算ができません。

そうしたなかで、年金事務所から提供してもらった共済組合の年金見込額のサンプル(テンプレートのようなもの)がありますので、情報提供いたします。共済組合の決定した年金見込額が、年金事務所から提供されるときにテンプレートのようなものと思ってください。

年金事務所で発行される共済組合の決定した年金額のテンプレート ~共済組合の年金見込額は、年金事務所からこんなテンプレートで表示される~

(1) 相談者の基本情報・サンプルデータ

まずは、相談者の基本情報・年金加入歴を紹介しておきましょう。そのあとで、実際のサンプル(テンプレートのイメージ図)を見ていただきます。

【相談者の基本情報】

氏名：年金太郎(ネギンタロウ)

生年月日：昭和29年10月29日

性別：男性

年金加入歴：大学卒業後、地方公務員として37年間勤務。平成27年3月31日に定年退職後、平成27年4月より民間企業に就職(第1号厚生年金被保険者)。
標準報酬月額36万円(ずっと変わらない)、賞与はなし。
一元化後の平成27年10月28日に61歳となり、年金の受給権が発生。

年金額：特別支給の老齢厚生年金 1,257,355円(年金コード：1130)

特別支給の退職共済年金 251,471円(年金コード：1170)

相談内容：受給権発生当時は、年金額は全額支給停止だったが、地方公務員時代の平成26年12月に支給された期末勤
勉手当の影響がなくなり、一部支給になると思うが、何月分から支給になりますか、という相談がある。

【状況設定】

相談を受けた受任者は、平成28年5月13日に、年金事務所に年金相談に訪れ、午後4時過ぎに年金見込額をプリントアウトしてもらう。

【図表1】【図表2】がそのサンプル資料(あくまでも、テンプレートのイメージ図)です。

(2) 年金太郎さんの年金額のテンプレート・サンプル(イメージ図): 年金コード1130

年金事務所で、プリントアウトしていただいた「特別支給の老齢厚生年金」が、【図表1】です(あくまでもテンプレートのイメージ図です)。

【図表1】の「■年金額情報」欄をみると、「基本年金額 1,257,355円」「停止額 1,104,401円」と印字されており、これは、事前に共済組合で確認していた年金太郎さんの年金額および支給停止額の金額と一致していました。

また、【図表1】には「基本年金額 1,257,355円」と「支給停止額 1,104,401円」の記載があり、全額支給停止ではないことが、この画面からも確認できます。ただし、実際にいくら支給されるのか、支給される年金額の記載はなく、自分で差引計算をしないと支給額はわからない表示画面になっていました。

参考までに、年金太郎さんに共済組合から支給される特別支給の老齢厚生年金(年金コード: 1130)は、〈「基本年金額 1,257,355円」-「支給停止額 1,104,401円」〉で、支給される年金額は、「支給額 152,954円」ということになります。

●【図表1】特別支給の老齢厚生年金(1130)

振票ID : 20160513-161635-9400*****				平成28年05月13日		
新法受給者原簿 特別支給の老齢厚生年金						
実施機関	●●●●共済組合				情報一覧	
基礎年金番号	9400-*****	年金コード	1130(老齢)	加給年金対象者情報 年金額情報 各種情報 被保険者期間情報 失権・取消情報		
氏名カナ	ネキン タロウ					
氏名漢字	年金 太郎					
生年月日	昭和29年10月29日	性別	男性			
郵便番号	353-000☆					
住所カナ	サイタマケン シキシ ☆☆1-1-1					
住所漢字	埼玉県志木市☆☆1-1-1					
■加給年金対象者情報						
加給年金対象者数		0人				
加給年金対象者						
項番	基礎年金番号	続柄	生年月日	障害状態		
■年金額情報						
基本年金額	1,257,355円					
加給年金額	0円					
停止額	1,104,401円					

年金事務所で発行される年金見込額のイメージサンプルです。年金額は実際のものではなく、数字をイメージで配置したものです

(3) 年金太郎さんの年金額のテンプレート・サンプル(イメージ図): 年金コード1170

年金事務所では、「特別支給の退職共済年金(経過的職域加算額)」の見込額も、プリントアウトしてもらいました。**【図表2】**です(あくまでもテンプレートのイメージ図です)。

【図表2】の「■年金額情報」欄の「基本年金額」は「251,471円」と印字されており、この年金額も、事前に共済組合で確認していた年金太郎さんの金額と一致していました。

また、年金太郎さんは、第1号厚生年金被保険者として在職中ですが、旧3階部分である旧職域年金相当部分(経過的職域加算額のこと)は、支給停止の対象ではありませんので、全額支給されます。

【図表2】の「■年金額情報」欄の「停止額」は「0円」と表示されています。これも正しく表示されています。

なお、共済年金の基本的な知識・一元化前の共済年金の名称などについては、長沼明著『年金相談員のための被用者年金一元化と共済年金の知識』(日本法令)をご参照ください。

●【図表2】特別支給の退職共済年金(1170)

帳票ID : 20160513-161635-9400*****		平成28年05月13日	
新法共済受給者原簿 特別支給の退職共済年金			
実施機関	●●●●共済組合		職域のみ共済年金
基礎年金番号	9400-*****	年金コード	1170(退職共済)
氏名カナ	ネキン タロウ		
氏名漢字	年金 太郎		
生年月日	昭和29年10月29日	性別	男性
郵便番号	353-000☆		
住所カナ	サイマケン シキシ ☆☆1-1-1		
住所漢字	埼玉県志木市☆☆1-1-1		
情報一覧			
加給年金対象者情報 年金額情報 各種情報 被保険者期間情報 失権・取消情報			
■加給年金対象者情報			
加給年金対象者数	0人		
加給年金対象者			
項番	基礎年金番号	続柄	生年月日
■年金額情報			
基本年金額	251,471円 0銭		
加給年金額	0円		
基金代行額	0円		
職域加算相当額	251,471円33銭		
みなし従前額	0円		
停止額	0円		

年金事務所が発行される年金見込額のイメージサンプルです。
年金額は実際のものではなく、数字をイメージで配置したものです

■一元化後で、共済組合の支給停止方法が変わっています

■ ~12月に賞与が支給されない、改定されるのは12月分からか、それとも1月分からか~

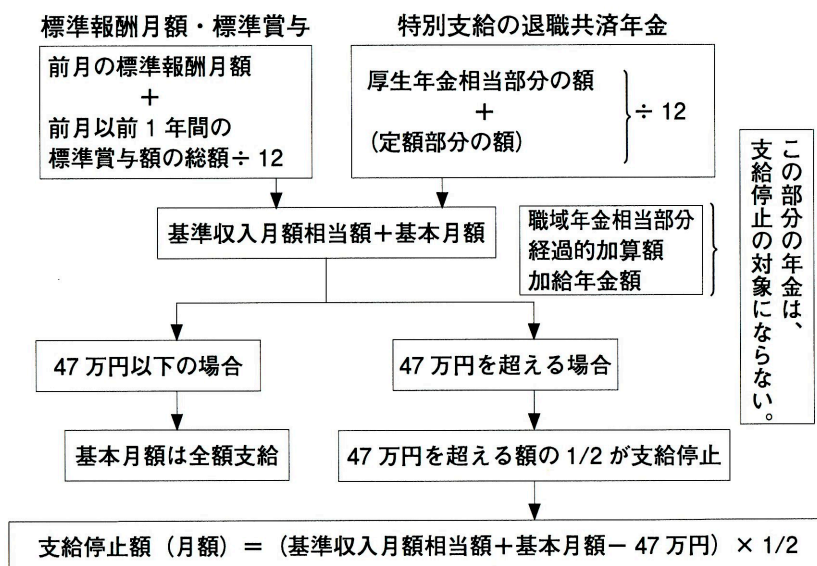
(1) 地方公務員共済組合が支給する共済年金の在職支給停止 ~一元化前~

一元化前、共済年金を受給している人が、短時間勤務の再任用で厚生年金保険の被保険者になっている場合、期末・勤勉手当(賞与、ボーナスのこと)が支給されると、年金額は、その翌月分から見直しされることになっていました。標準報酬月額も前月の標準報酬月額を用いていました。民間に勤めている(一元化前の厚生年金保険の被保険者になっている)場合も、同様です。

詳しくは、長沼明著『年金相談員のための被用者年金一元化と共済年金の知識』(日本法令)に記してあります(73ページ)ので、ここでは【図表3】を示します。ご参照ください。

●【図表3】

図3 特別支給の退職共済年金の受給者が短時間勤務で再任用または民間企業に就職して、厚生年金保険の被保険者となった場合の在職共済年金の支給停止について



時系列で示したほうが、わかりやすいかもしれません。

ここでは、『年金相談員のための被用者年金一元化と共済年金の知識』の79ページの表13と表14を使って解説します。月別推移のシミュレーションのみ、【図表4】としてお示しします。

ご覧ください。

6月および12月に期末勤勉手当が支給されると、7月および翌年1月から基準収入月額相当額(総報酬月額相当額に相当する)が変更されているのがわかります。

なお、詳細は拙著77ページ以降に記述してありますので、ご参照ください。

●【図表4】

表13 モデル職員Zの給与・年金データ（行政職）
－フルタイムの3/4勤務（厚生年金保険の被保険者）－

	再任用前	再任用後
4月の給料	関係なし	176,550円（フルタイムの給料の3/4+地域手当10%）
標準報酬月額	———	18万円（通勤手当5,000円）
期末勤勉手当（6月）	1,040,000円	170,000円
期末勤勉手当（12月）	1,130,000円	200,000円
共済年金（給料比例部分）	———	月額135,000円
厚生年金相当部分	———	月額112,500円
職域年金相当部分	———	月額22,500円（必ず支給）

【モデル職員Z】の【職歴データ】と【給与・年金データ】をもとに、共済年金支給停止の月別推移をシミュレーションすると、**表14**のようになります。

表14 短時間勤務再任用職員の共済年金支給停止の月別推移

変更月	H25.4.	H26.5.	H26.6.	H26.7.~H26.12.	H27.1.~03.
変更事由	再任用、スタート	61歳、受給権発生	年金の支給開始	基準収入月額相当額の変更	基準収入月額相当額の変更
年金の基本月額	なし		112,500円		
標準報酬月額	180,000円				
過去1年間の期末勤勉手当	H25.6.+H25.12. 期末手当等 1,040,000円+1,130,000円		H25.12.+H26.6. 期末手当等 1,130,000円+170,000円	H26.6.+H26.12. 170,000円+200,000円	
上欄+12			180,833円	108,333円	30,833円
基準収入月額相当額			360,833円	288,333円	210,833円
基本月額の停止額			1,666円	なし	なし
基本月額の支給額			110,834円	112,500円（全額支給）	112,500円（全額支給）
共済年金の支給額（月額）			133,334円	135,000円	135,000円

（円未満の端数は切捨処理した）

つまり、一元化前は、地方公務員共済組合が支給する年金の在職中の支給停止については、厚生年金保険の被保険者として在職している場合は、前月の標準報酬月額と前月までの賞与・ボーナスを対象として、基準収入月額相当額が算定されていたのです。一元化後、これは、厚生年金にそそえます。

(2) 年金太郎さんの場合 ～一元化後の在職年金はどうなる？～

さて、冒頭にサンプルデータをみていただいた年金太郎さんの加入データは、【図表5】の通りです。

●【図表5】

年金太郎さんの年金加入イメージ図

	地方公務員 (37年間)				民間企業に勤務									
	26年 12月	27年 1月	2月	3月	27年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	28年 1月
給料	支給	支給	支給	支給	36 万円	36 万円	36 万円	36 万円	36 万円	36 万円	36 万円	36 万円	36 万円	36 万円
賞与	支給						支給 されず							支給 されず

61歳 受給権発生

- ▶ 在職年金の支給停止額が改定される可能性があるのは、何月分からか？
賞与が支給されない、平成27年12月分からか、それとも従来通り28年1月分からか？

一元化後は、厚生年金にそろえるということになっていますので、平成27年12月分から支給停止額が改定される可能性がある、ということになります。

実際、年金太郎さんの事例では、【図表1】の【テンプレート・サンプル(イメージ図)】で、ご覧いただいたように、3号厚年にもとづく特別支給の老齢厚生年金が、一部支給されるようになりました。

データではお示ししていませんが、年金太郎さんの場合、6か月間の1号厚年期間がありますので(3号厚年の加入期間と合算して、1年以上と判定される)、61歳に到達したときに、1号厚年にもとづく受給権も発生します。

ただ、【相談者の基本情報】(緑色に囲んだ枠)に示したように、1号厚年にもとづく特別支給の老齢厚生年金も3号厚年にもとづく特別支給の老齢厚生年金も、平成27年10月28日に61歳となり、受給権は発生しましたが、翌月から支給される11月分は全額支給停止でした。しかしながら、12月分からは、公務員時代の平成26年12月に支給された期末勤勉手当の影響がなくなります(総報酬月額相当額に算定されない)ので、一部支給されるようになります。

したがって、年金太郎さんの年金相談では、「平成27年12月分の年金から一部支給されるようになります」とお答えすることになります。

(3) 平成28年2月15日に年金は振り込まれるのか ～年金太郎さんの場合～

この一部支給されることになった年金額は、年金太郎さんの預金通帳に、いつ振り込まれるのでしょうか？

平成28年2月15日に振り込まれる年金は、平成27年12月分と平成28年1月分の年金額ですから、一部支給されるようになった年金は、平成28年2月15日に、振り込まれたのでしょうか？

実際は、共済組合からの厚生年金も、日本年金機構からの厚生年金も、4月15日に振り込まれました。

一般論として、平成27年12月に賞与が支給されたとしても【賞与支払届】が提出されるのは、翌月になることもあります。実施機関としては、年金の過払いとなることを懸念しますので、翌月までは、【賞与支払届】が提出されるかどうか、確認するのではないかと、思います。

そうすると、事務的には、年金太郎さんの場合でいうと、平成28年2月15日に振り込まれるというのは、実務上厳しいということになります。4月15日に振り込まれたのは、むしろ早い部類に属するのかもしれません。

一元化後においては、在職年金の支給停止の見直しの改定などでは、事務の進捗状況の差異などから、共済組合からの年金額は改定されて支給されるが、日本年金機構からの年金額は改定されずに振り込まれない、あるいは、その逆もあるのではないかと、考えています。

いずれにしても、共済情報連携システムのシステムの改善やワンストップサービスの利便性の向上を視野に入れながら、多くの関係者が一元化のメリットを享受できるようにしていかなければならないと考えています。